

仕様書

1 件名

不燃物処理業務(単契 総務)

2 目的

不燃物回収

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 集積場所

海上保安学校（京都府舞鶴市字長浜2001番地）

5 不燃物品目及び予定数量

不燃物品目	単位	予定数量	備考
廃プラスチック類	m ³	750	袋詰
ガラス・ビン・陶磁器類	k g	1,200	箱入り
金属類	k g	4500	箱入り
蛍光灯・電球・乾電池	k g	200	箱入り
その他混合廃棄物等 (傘、靴、鞆、バケツ・ポリ容器、小型電化 製品スポーツ用品等)	k g	5500	バラ

※不燃物品目は舞鶴市ごみ分別例一覧を基とする。

6 回収方法等

- (1) 指定された日時に集積場所にある不燃物品目を運搬車に積み込み搬出すること。
- (2) 集積場所の不燃物は、ゴミ等が散逸しないよう細心の注意をもって積み込み搬出すること。
- (3) 廃棄処分後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票を検査職員に提出し、確認を受けること。
- (4) 蛍光灯・電球については、専用の入れ物を用意し回収・運搬すること。
- (5) 作業中に疑義を生じた場合は、担当官と協議すること。ただし、本仕様に明記の

ない事項であっても軽微なものについては請負の範囲内で実施すること。

7 代金支払

支払いは履行完了後、3ヶ月毎とし、請負者は検査職員による検査合格後、担当官の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。

なお、海上保安学校においては請負者から適正な請求書を受理した後、請負者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

8 その他

- (1) 不燃物品目それぞれの単価に運搬費を含めること。
- (2) 京都府産業廃棄物税については、処分場で計量された重量に従った額を支払うが、入札価格の算定にあたっては考慮しないこととする。
- (3) 本契約は、令和7年度予算の成立を条件とする。